

## 令和4年第1回長南町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和4年3月11日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 長南町浸水警戒区域に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 長南町災害対策基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 9号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第10 議案第10号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第11号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第12号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第13号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第14号 令和3年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第16号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第18号 令和4年度長南町介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第19号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第20号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第21号 令和4年度長南町ガス事業会計予算について
- 日程第21 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(12名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君
12番	和田和夫君	13番	松崎剛忠君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	税務住民課長	長谷英樹君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	村杉有君
生涯学習課長	風間俊人君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今井隆幸	書記	山本裕喜
書記	関本和磨		

---

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。本日も公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。また、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和4年第1回長南町議会、定例会第10日目の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第1、議案第1号 長南町浸水警戒区域に関する条例の制定についてを議題とします。

なお、質問者及び答弁者は自席にて着座で発言をするようお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 第4条の4行目の、ただし、別に規定で定める建築物ということについては、この限りでないとなっております。どのような関係の建築物と考えればいいのか、教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、別に定める建築物についてお答えをしたいと思います。まず、一つといたしましては、地盤面の高さが基準水位以上である建築物。もう1点は、建築物の基礎が鉄筋コンクリート造りであって、基礎の上端が基準水位以上である建築物。また、基準水位以下の高さにある主要構造物ですね、基礎、壁、柱など、衝撃を支えるものでございますけれども、それが鉄骨、鉄筋コンクリート造りであり、かつ、基準水位以下の部分に居室を有しない建物で、安全が確保できるものとして考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） はい、分かりました。はい、結構です。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございますか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） この条例については、総務経済常任委員会で調査をしたんですが、トータル的な意見を伺います。この条例は防災の観点から、指定された地域では不動産価値の減少等も考えられる、住民に不利益が及ぶかもしれない、でも、それはデメリットですけども、住民の生命や財産に関わるこの条例なので、やむ

を得ない必要な制限措置だと考えております。

ただ、区域を指定すればいいというものではないと考えております。浸水の災害が想定されるのであれば、浸水の被害がなくなるような河川改修も同時に行っていく必要があると思います。指定地域の河川改修工事ほどのように改善していくかというのが1点。

また、第3条に、危険が著しい区域として町長が指定した区域とするとありますが、この危険が著しい区域とはどのような区域を言っているのでしょうか。これは私の推論なんですけど、どうも一宮川流域整備の特別の河川事業だけを意識しているように感じております。

ほかにも浸水が度々起きている長南宿の郵便局周辺、またその他の浸水指定地域もあり、そういうところを指定地域に入れる予定があるかどうか。2点を伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） まず、1点目の河川改修工事についてでございますけれども、2級河川の管理者である千葉県におきましては、浸水被害を軽減するために河川の断面を拡大する工事や、流量を調節するための調節地等を含む河川整備計画を、現在、変更の手続をしているところでございます。また、浸水被害を受けた既存の住宅につきましては、浸水被害を軽減するための都市施策と合わせた輪中堤の設置も計画に盛り込まれていると伺っております。つきましては、浸水被害につきましては、大きく改善されていくものと考えております。

2点目の危険が著しい区域についてでございますけれども、出水によりまして建築物の居住室が浸水をするなど、生活基盤に大きく影響を及ぼす区域を想定しているところでございます。

3点目の浸水警戒区域の指定についてでございますけれども、河川管理者であります千葉県では、河川計画に基づいて、今後、河川整備を行っていくわけでございますけれども、令和4年度の事業着手を目指しております。また、まだ詳細な計画が示されておられません。つきましては、指定する浸水警戒区域の箇所につきましては、現在のところ明確な回答ができませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 質問件数が3回しかないし、総務経済常任委員会で調査しておりますので、町長に伺ってまいります。

どうもこの条例制定ですね、令和4年度からの工事ではっきりしないとは言いながらも、やはり、県を意識したものになっていると思います。この県の位置づける、一宮川流域の特殊な河川事業の地域だけについてなっているかと私は危惧しているわけですね。そうすると、同じ長南町の中でも浸水被害に遭った一宮川流域の計画された地域だけになってしまうんじゃないか。残された、先ほど言った、長南宿のところですよ、そういう、町民も、私は危険水域、危険な地域だと思っているわけですね。

そうすると、県の考えていることと、町がやろうとしていることは一緒なんですけども、指定地域が違う場合もありますので、この辺については被害に遭った町民がいるわけですから、県が考えている区域だけでいいのか、町として同一の支川を見て取り組んでほしいと思うんですけど、特に危険が著しい区域として町長が指定した区域とするととなっておりますので、今後の災害を踏まえて長南全域の中で浸水被害が想定される案件につ

いては同様に扱ってほしいと考えるわけですが、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今回の条例の基本的なところは、元年の大雨による浸水被害、これを軽減させるために、県管理の河川、一宮川上流域と支川の三途川、この整備計画を今年度中に行って4年度から着手し、11年度に完成させると、そういったようなことで県は動いています。

この元年の大雨による浸水地域をできるだけ軽減させるために、それでも整備したとしても、まだ浸水区域として残る地域については警戒区域に指定をさせていただくということにしています。

森川議員の、これ、県管理以外の、町管理の河川について、そのような同じような扱いをしたらどうかということだと思います。河川というのは、下流から整備していきますので、まずは一ノ宮川上流域と三途川の整備計画、整備状況を見ながら、また町として町管理の河川整備をどうしたらいいかということは考えていかなくはいけないというふうに思っています。

ただ、警戒区域の指定は、先ほど、冒頭、議員のほうからもお話があったように、土地利用を制限して、あるいは土地の評価にも影響してくるわけですので、不利益になることもあるわけですので、これは指定に当たっては、もう慎重に進めていかなければならないと、そんなふうに思っておりますので、より慎重に取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 私の意図していることは伝わったようです。ただ、今、慎重にとおっしゃられたことはそれでよろしいと思うんですが、どうも、同じ災害で同じ浸水被害、例えば床上もなったわけです。でも、今、県の言っている、やっている今後の工事は、まだ長南宿のところは出ていないわけですね。ほかだって今後は出るかもしれません。だから、そういうところがあると。

同じ町民が被害を受けていることなので、この条例を進めていくに当たっては、そういうことを十分留意していただきたいとお願いをして終わりにしますが、そういうお願いを受けていただくということよろしいですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 基本的にはこの警戒区域というのは、河川の整備計画、そして、整備事業の進捗状況によって、その河川のさらなる上流地域の河川整備について計画していくべきものだと思いますので、まず上流域の計画、整備状況を見ながら、今、言ったことについては取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、森川議員の言っていることはよく分かって、それに近い考えもございます。それは

それとして、条例については、そんな、うちのほうは地元ですので一番入るんじゃないかというのは思っております。

その中で、仮に条例制定ができたとすれば、宅地替えというのはなかなか難しい。今のモトヤシキにまた建て替える等のときに補助金等を出していただければ、これ、一番いいのかなと。森川議員の話じゃないけれども、固定資産の税金に関しても、住んでいいところと住めないようなところでは、価値観がまるっきり違いますので、全額補助を出せとは言いませんが、何割か災害であれば3割ぐらいの補助金というのは災害のときに出ますので、そういったときに、建て替えて自分のモトヤシキをこういうふうに住みたい、住む、直す。それについて補助金が出せるものであれば私はいいのかなと思っておりますので、それに対してちょっと答弁ができれば、よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今回の河川整備については、県が進めている河川整備については、もう浸水被害をなくすということを前提に進んでいます。ですので、既存の住宅に浸水することはないというふうに思っています。でも、整備したとしても、低い土地については、どうしても浸水地域として残るわけです。そういう地域についてのみ土地利用制限をかけるわけでありまして、もちろん、住宅、浸水被害が出た場合には、それなりの町としては災害に対する支援はしていきますけれども、その後の話として、土地利用に制限をかけるということですので、その土地利用制限をかけたところに、家を建てることで補助があるかどうかということについては、一般的には、ここで条例で制限していますので、補助制度はないんじゃないか、つくらないほうがいいんじゃないかとは思いますが、それについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 多少はその後どうなるかということで考えてくれるという話は分かりました。ただ、新築で、うち全体にかけるんじゃなくて、盛土で、結局、鉄筋造にするとか何かで、下の部分ですね、下の部分に対して、うちの地域はかなり浸水被害が昔からあって、今回、県の三途川、一ノ宮川の浸水に対して河川改修がなされるということで、これについてはいいことだなと思っておりますけれども、それに対しても、昔からずっと代々住んでいる土地をまた移転してやるというのはなかなかできない。そのために、浸水しているから、今度、新築するときに盛土なり何なり、多少、かさ上げをするということのかさ上げに対して補助金が出してもらえるものであればいいのかなという考えでございます。

条例は条例として、これはいいとは思いますが、そういったところで要望といいますか、補助金については、そこを地元、うちのほうはまず間違いなく、今後、警戒地域に入るということを思っている質問とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） よろしいでしょうか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 再度確認の意味で伺いますが、指定されることによりまして価値観が下がると

考えますけれども、固定資産税関係の減免は考えていくのかどうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 今のところですけども、考えてはおりません。また、今後、そういった状況で、国とかの指針とかあれば、また検討させていただくということでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） よろしいですか。ほかに質問はございますか。

13番、松崎剛忠君。

○13番（松崎剛忠君） この長南町の警戒水域、これ、長南町は三途台の橋までが準用河川で、これ、町管轄と聞いています。早く言えば古美山さんのところまでということも言う人もいましたけれども、その下流が2級河川になるわけですが、準用河川に関してもこの中に含まれると思うんですが、町としては、河川、そういった土手が崩れたとか何とか、そういったときには速やかにその場所を直すということなんですが、予備的な、危ないなど、今、板倉委員が言ったように、危ないところからは速やかに工事を始めるというような考えはないのか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 準用河川の管理についてのご質問だと思いますが、やはり準用河川、両側に宅地等隣接しております。その状況において現地のほう、その危ない箇所等については適切にまた管理できるよう、していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） よろしいでしょうか。ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町浸水警戒区域に関する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第2、議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ちょっと参考までに教えてください。趣旨の説明資料の中において、多くの自治体は条例で失職の特例に係る、代わる規定を設けているということが説明をされております。近隣及び千葉県内の状況でどういうふうになっているのか、教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 県内54の市町村のうち21の市町村で規定を設けておりません。参考までに、近隣では睦沢町と長柄町が今回の議会のほうで提案すると聞いております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） あと、郡内の残りの市町村は設けていないということによろしいんですかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 調べたときはやはり同じように設けていなかったんですが、今回の議会に提案するかどうか、ちょっとそこまでは確認しておりませんでした。

以上です。

○議長（松野唱平君） よろしいですか。ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。



本案については原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第3号の質疑、討論、採決**

○議長（松野唱平君） 日程第3、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第4号の質疑、討論、採決**

○議長（松野唱平君） 日程第4、議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第5、議案第5号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

12番、和田和夫君。

賛成ですか。

それでは、賛成の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 均等割は収入のない子供に対してかけられていましたので、未就学児だけではなくて、全ての子供に対して均等割をなくすことは、子育て支援、保護者の負担を減らすという観点から、さらなる拡充を求めて賛成をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、採決、討論

○議長（松野唱平君） 日程第7、議案第7号 長南町災害対策基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 長南町災害対応対策基金条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第8、議案第8号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 一つ目は、契約書は見せてもらうことができるのかどうか。二つ目は、グラウンドは有償で貸すとのことでしたが、幾らで貸すのでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、私のほうから1点目の契約書の案の開示の関係についてお答えしたいと思います。昨年の12月の定例議会のときでも、大倉議員の一般質問でもございましたとおり、契約書が正式に締結された後に情報開示の請求がなされれば、全面開示、一部開示など、個人情報等に照らし合わせて、それらを総合的に勘案して応じることになろうかと思えます。

ただし、この無償貸付については、相手方に対して無償貸付が決定した段階で、それ以降、相手方の事業者と詰めていくべき契約内容が多いものと思料いたします。したがって、従来どおり中途半端な契約書の状態でこの契約書の案をお示しすることは、現時点ではできないということをご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 2点目のグラウンド部分の貸付料の関係でございますが、土地部分の貸付につきましては、現在のグラウンド部分を含めました土地分の貸付については現在の試算ですと、年間88万6,800円を貸付金額として、有償貸付する予定でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今、和田議員が聞いてくれましたので、グラウンドの貸付料は分かったと。できれば参考までに平米数が分かれば、お聞きしたいなというのが1点。

それから、今、和田議員も言っていた、契約書案というのはなるべく、これ、情報開示までして議員がこれを求めるものではないと思うわけですね。前から言っているとおり、速やかに案を出して、それで議会のほうの意見も求めてもらうというのが筋じゃないかなと思って、これがいつになっても先に進まない一つであります。これは意見ということで。

建屋が今まででもそうでしたし、今回、無料だから財産の議決を求めんですけども、これはどのように交渉をしたのかとか、また、あと、先ほどの88万の交渉の経緯、もうこれはこちらから提示して、もうそのまま

受けてくれたのか、いや、もっとまけてくれとかいろいろあったのか、その辺の経緯もお聞きしたいなど。

それから、あと、旧東小学校は長南町で一番先に貸したところで、ここが無料でいっちゃったから、あと全部無料になっちゃったというような経緯があって、一番最初の契約というのは大事かと思いますが、それはさておいて、あと、残る長南、旧西小学校及び豊栄小学校は、土地も、今、無料で貸しておりますから、今後また、これが時期になると有料の方向で考えているのかどうか、ちょっとその辺、全体的な流れの経緯をちょっと、再度、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、私のほうから2点、加藤議員さんの質問にお答えしたいと思います。まず、今までこの議案を提案するまで至った経緯等を述べさせていただきたいと思います。

今年に入りまして、1月の28日に、空き公共施設の活用検討委員会、その会議を開催いたしました。その中で、企業側のクラフティさんの5年間の経緯、あるいは経営状況、今後の事業内容等を確認しつつ、継続更新に係る審議を実施したところでございます。

結果的には、委員さん、メンバー17名中、欠席者5名の中で、賛成者の方が11名、どちらでもない方が1名、反対者がゼロということで、賛成多数の結果となったところでございます。会議の中では無償論議の意見もございましたけれども、その時点ではこの審議結果を踏まえた中で会長答申なども勘案しながら、町執行部局で、今後、どのように判断していくのか、しっかりと検討していくこととなりました。

町としては、議案説明の中で説明したとおり、この5年間、地域に根差した実績や財政上のメリット、町民の利活用、また雇用創出、こういったものも引き続き期待できるものと十分認められることから、今回は前回と違って、大幅な変更点は、財産の無償貸付については、今までの議会等の経緯等でございます。そういったものから、最近の市町村の受入動向、そういったものを総合的に判断した結果、学校建物部分とそれに附属する電気設備や給水設備などの附属物のみ限定して無料貸付として、学校建物の底地と校庭部分の土地部分については有償貸付とする判断を下し、議案を上程することになったということでございます。

それと、2点目の、この結果を踏まえて、今後、西小、リングローさん、あるいは長南小、それと豊栄小というような形で、また毎年度、更新手続が近づいてきます。そういった中で、今回、一番最初に入ってきたのが旧東小ということで、それぞれまた諸事情等違ってくるものと思われまます。

したがいまして、今回の旧東小については、土地の部分については有償貸付という形で、今後、どうなるのかということは、今回のこの経過を見ながら総合的に判断し、まだ有償なのか、無償なのかということは現時点ではお答えすることはできません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 一つ確認ですが、後者のほうについては従来どおり無償ですということではありますが、例えば、これが有償で、もし、借りてくれた場合に対して、うちの、貸したほうのデメリット、貸賃は入るけれども、そのほかのデメリットもあるというふうになんかちょっと伺ったことがあります。ちょっとこの辺が、もし、建屋を有料で貸した場合、町のほうが損失を被ることということは考えられますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 建物を無償として土地を有償するというような経緯に至った理由、それについてお答えしたいと思います。今までこの小・中学校、こういった空き公共施設に企業を誘致するときには、今までご案内のとおり、全国的に毎年500校ずつ廃校が生まれてきていると。そのほとんどが今となってはもう無償合戦による企業誘致が主流となってきているというような状況となっております。

その中でも有償としているケースを調査した結果、そのほとんどが土地は有償、建物は無償となるケースが大勢を占めておりました。それに準じる形で、今回の場合も土地のみを有償とさせていただきました。その主な理由は2点ございます。

1点目につきましては、建物部分、いわゆる校舎、それについては文部科学省による国庫補助金が投入されております。有償とした場合には、この関係が補助目的以外に使用されることから、国庫の補助金を返還する必要性が生じるという理由からです。ちなみに、学校教育課で試算したところ、この貸与期間5年間の中で、645万8,000円の返還金額となるということで試算したところでございます。

それと、2点目なんですけれども、建物を有償貸付とした場合には、民法の第606条第1項に、賃貸人は賃貸物に使用及び収益に必要な修繕をする義務を負うというような形で規定されております。一旦、町が大家ということになりますと、全ての修繕については賃貸人である町、行政側が軽微な修繕でも、全額、今後負担することになるというような理由から、建物は無償、土地は有償という形で切り分けたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。今までもそうだったかもしれませんが、今回のまた契約更新後において、建物については無料で貸付を行うということになると。ということであれば、今、ご説明いただいたとおり、修繕等は町は一切関与しないと。多分、今までも関与していないということできていると思いますから、今後も無料で貸すから、あとは修繕は借りたほうで全てやってくださいよと、特例があるかもしれませんがね、災害とか何か。基本的にはそういう考えでよろしいんだと思いますが、それでよろしいんですよね。

あと、平米数はちょっと幾らか出れば、出ているはずなので、お聞かせ願いたいということで、一步進歩で土地だけは有料で貸したということは、進歩だと思って評価はします。今、建屋についてはそういう理由があると。補助金の関係とか有料で貸せば、全部町が修繕しなくちゃいけないよということで、そういうこともあるかなと考えましたけども、今、ちょっと聞いた関係でというか、そういうふうな今後の修繕は、町は関係ないということで考えてよろしいですねということの再確認と、平米数が分かれば教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） 今後の修繕の関係でございますけれども、契約の中で考えていくところではあるんですが、現状が災害等の突発的な不測の事態によるものなどについては、町のほうで修繕のほうをしている部分がございますので、そういった点で、今後、その契約、この議案につきましてご可決をいただいた後、先ほ

ど説明のとおり契約のほうを進めていくわけですが、今、おっしゃったような、修繕全般ということの中ですと、細かい点ですが、災害関係等につきましては、契約の中で、また詰めていかななくてはならないところかなというふうに思っております。

また、面積のお話でございますけれども、こちらのほうは敷地面積ということでの答えでよろしいかと思うんですが、敷地面積につきましては、今回、有償となる対象部分としている部分は、1万7,409平米ということで、現在のところ進めているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 5年間無償で貸してきたんだから、今度は有料にしてもよろしいと思いますので、議案第8号 財産を無償貸付につき議会の議決を求めることについては反対をしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、林 義博君。

○2番（林 義博君） 財産の無償貸付につき議決を求めることについて、賛成討論を述べさせていただきたいと思っております。

まず、4校の旧小学校跡地活用と旧長南幼稚園については、町長は、平成29年からこの5年間、優良企業の誘致活動に対し、継続的かつ積極的に取り組んでまいりました。何よりも首長として、これから先の長南町の危機感を察知し、いち早く迅速に対応した結果、5か所全てを成功裏に収めた実績に対しまして敬意を表したいと思っております。

また、聞き及ぶところによりますと、北は北海道から南は九州の各県から、全国自治体の先進事例として、20自治体以上の視察、訪問を受けるなど真に喜ばしい限りです。そのような点からも、千葉県にある長南町の地域、魅力の情報発信に貢献していることはうれしい限りです。

さて、契約更新を迎えた進出企業の株式会社クラフティにつきましては、非常に高い健全な経営体質及び会社運営で推移してきており、何よりも地域貢献に大いに寄与し、雇用の創出、地域経済の波及効果、地域の活性化などに努めてこられ、今後さらに期待できることは確実です。

したがって、私はこの議案に賛成するものでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 反対の発言を許します。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 私は、反対意見として述べさせていただきます。それこそ、今、委員長さんが、賛成意

見を小学校4校、幼稚園1校について、買い付けで、すばらしい企業だという話がありましたけれども、あと、野見金のカフェテラスも町で建てて無償貸付と、みんな無償、無償でやっておりますけども、1校、2校はそういう無償貸付でも私はいいと思いますけども、ほかのものについては、東小学校なんかは、これからグリーンラインも通れば圏央道にもすぐ乗れるし、立地条件のいい場所でもありますので、企業誘致、住宅地、町も人口減少もございますので、そういうほうに、もう壊して、先を読んでいったらいいと、私は、今の小学校をそのまま残して無償貸付には反対をいたします。

○議長（松野唱平君） 次に、賛成での発言を許します。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 賛成討論を3点の理由からしていきます。今まで旧小学校の無償貸付については、正しい理解が町民には浸透していないと私は考えております。多くの町民から、なぜ無償貸付なのかという疑問や反対の声が多く聞かされました。

その部分の是正に当たると考えておりますので、この点でまず賛成をいたします。

そして、企業誘致は費用対効果で考えるべきというのが持論ですが、来てくれた企業が最初の林議員が言ったように、誘致効果があって、長南町の活性化につながっていると私は考えております。ですから、建物部分は無償ですが、これはやむを得ないと考えております。

そして、一つお願いしたいのは、今後も同様な旧小学校の貸与案件が続きますので、適正な貸付を行う貸付価格の検討や交渉を十分していただくことを前提に賛成をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに討論はございますでしょうか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 私、かねがねよりこの無償貸付について、賛成できないということで4校全て反対をしてきたものであります。今回、お聞きしまして、土地については有料で貸すことになったと。先ほど、平米数と値段を聞きまして、これがどのくらいこの辺のあれで適正か、ちょっとその辺は私も分かりませんが、有料で貸したということについての評価はいたしたいということをお先ほども申し述べております。

建屋についても、いろいろご説明があるんでしょうけれども、そうするとやっぱりその契約内容がどうなっているかというのは、我々は事前に知るべきであると思っております。

和田議員の質問に対しても、今回も契約内容は開示しないと。後で請求してくれと。請求してくれということ自体が全く僕は論外だと思いますけれども、この場で案を出すべきだと思いますので、その案が出てこないもので反対をいたします。

○議長（松野唱平君） ほかに討論はございますでしょうか。

11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） それでは、私のほうから賛成討論を述べさせていただきたいと思っております。私は、無償貸付する理由に共感、賛同することから、この議案に対して賛成するものでございます。

議案説明にもありましたが、1点目として、財政上のメリットとして、法人町民税及び個人住民税として年間約30万円の歳入が見込める点がある。2点目として、小学校跡地の恒常的な施設維持管理経費の節減、年間



約130万円程度にもつながり、町の財政負担が大きく縮減、圧縮することとなる。また、3点目として、雇用の創出が今後も見込まれる、4点目として、今後も、継続して地元の草刈りやどぶさらい等の環境美化、保全に対して地域貢献してくれる。5点目として、地域貢献にも関連し、イベント関係で肝試し大会や、長南町デイクャンプ、卒業記念イベント、また、幼稚園のお遊戯会など、地域に密着した関連行事にとっても協力的である点など、今後も期待できる企業と確信するものでございます。

よって、私はこの議案に賛成するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ほかに討論はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からを予定しております。

(午前10時55分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

#### ◎議案第9号の質疑、採決、討論

○議長（松野唱平君） 日程第9、議案第9号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 1点目は、収入の17ページの不動産売却収入なんですけれども、町有財産の売払収入で546万1,000円、収入になっているんですが、これはどこの土地を支払ったのか教えてください。

次に、2点目は、28ページの農林水産業費の農業費の備品購入費のタブレットの購入は、これは何台購入したのかどうか、教えてください。

3点目は、30ページの負担金補助及び交付金の県営長南東部地区土地改良事業県負担金、この進行状況について教えてください。

それから、最後なんですけれども、31ページの観光費の備品購入費の観光用備品購入費25万円について、教えてください。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

○財政課長（江澤卓哉君） まず、17款、2項、1目、1節の歳入の土地建物売払収入における町有財産売払収入の内容でございますけれども、主なものといたしましては、又富団地の土地が1区画、売払が行われたものが1件と、残りにつきましては、法定外公共物の赤道等でございますけれども、こちらのほうが売払になったといったことでの補正の内容となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2点目の質問に対し答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 続きまして、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費のタブレット購入の関係につきまして、ご説明をさせていただきます。

このタブレットの購入につきましては、令和4年度への繰越事業となりますけれども、令和3年度の国の補正予算によりまして、全国の農業委員会へタブレット端末を配布することとなりました。

台数につきましては、所管の農地利用最適化推進委員の定数の2分の1というふうにされておまして、本町では、11名の農地利用最適化推進委員が定数となっておりますので、6台分ということになります。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） まず、一つ目でございますけれども、県営長南東部地区土地改良事業の負担金、これで質問では、東部の進捗状況ということでございますけれども、今回の補正については国の補正予算の関係によりまして、令和4年度事業の一部を令和3年度に前倒しをして実施するということになりまして、その事業費に対し7.5%、負担金として県に支出させていただくものでございます。このことから、進捗状況につきましては順調に進んでいると考えております。

続きまして、観光費の25万円の備品でございますけれども、ミハラシテラスにおいてこのコロナ禍の中で、店舗の中だと密になってしまうということもありまして、屋外で飲食できるようにテーブルを2卓、いすを4脚、新たに全天候型の、雨が降っても大丈夫なようなテーブル及びいすを備品購入費として買わせていただくものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 28ページ、今、和田議員さんが聞いてくれました、タブレットを農業委員会で購入するという事のように、補助金絡みですけれども、何台というので6台ということも聞いてくれましたし、使う方も聞いてくれました。

この目的といいますか、これを導入することによって、1台各自じゃないんですが、事務が相当合理化でき

るとか、いろいろ、その人たちが使い切れるのかどうかというのちょっと疑問ですが、メリットがどういうメリットがあるのかなということで、まずタブレットに関してお聞きしたいと。

それから、3件、次が33ページの長南町の住宅の関係で、何だっけこれ、予算が余るのかな、住宅解体で138万余りですけれども、現場を見ていないで恐縮ですが、長南の保育所の裏の、長生学園の裏の先の住宅は全て更地になったのかなというのをちょっと確認でさせてください。

それから、もう一個、ちょっと分からない文言があるので、その下の33ページの委託料、都市計画費、委託料で、大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定業務委託料と、この内容をお聞かせください。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、農業委員会のほうのタブレットの目的につきまして、ご説明、まずさせていただきますけれども、こちらの目的につきましては、農地集積、集約化を加速するとともに、農業委員会が現場で収集をいたしました農地情報等を共有するための体制整備の支援というふうに国はうたっております。

こちらのタブレットの使用者につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員、また、農業委員会事務局のほうとなりますけれども、導入のメリットといたしましては、現在、農地利用最適化推進委員の方をお願いしております荒廃農地の調査などは、そのタブレット端末を現地に持って行って、荒廃されているというような入力をいたしますと自動的に集計のほうがされるというようなメリットもございますし、正式にその機能等がまだ国のほうから示されておりませんが、人・農地プランの実質化の図面作成をできるようなソフトも組み入れられるというようなことを聞いております。

加藤議員のほうから、使い切れるのかというようなご質問がございましたけれども、こちらにつきましては、国のほうに各自治体からもそのような問合せが多く寄せられておりました。国のほうの回答としては、そういった取扱関係の説明などは十分に行うというようなことでございましたので、その使い方については、事務局のほうといたしましても、説明のほうをして、使用できるような形で考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 次に、2点目の質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） まず、町営住宅の解体工事、この進捗につきまして回答をさせていただきたいと思っております。長南団地の解体工事でございますけれども、現在のところ、工事のほうを完了いたしまして、現状、当該年度分の工事においては更地の状況になっているところでございます。

2点目の大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定業務委託料の内容でございますけれども、まず、大規模盛土についてお話をさせていただきますが、大規模盛土につきましては谷を埋める、谷埋め型といたしまして盛土面積が3,000平米以上のものを対象としておりまして、もう一つに腹付け型といたしまして、地盤の水平面に対する角度が20度以上、かつ、盛土の高さが5メートル以上のものを対象としております。

これを国のほうが既存の資料に基づきまして、机上で大規模盛土造成地を抽出をしたものが第一次スクリー

ニングと呼んでおります。今回、ここの第二次スクリーニング等の内容でございますけれども、この一次スクリーニングで抽出されたものを造成年代の調査とか現地踏査をいたしまして、安全性を把握するものでございます。

この中で今回の委託の業務内容といたしましては、現地で盛土の形状や地盤、のり面の変状、地下水の湧水等を調査いたすための調査計画を作成するものでございます。これに基づいて安全性を把握し、次回の本格的な調査に移るわけでございますけれども、その調査設計を委託する内容となっております、対象箇所は9か所でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） タブレット関係をちょっと追加でお聞きします。参考までに、タブレットのサイズ、大きさと、1台の予定価格、それから、これは聞いていいのかわかりませんが、11名の委員さんの平均年齢はどのくらいかなと。が、追加の面の1点ということで、住宅は了解しました。

あと、今、最後に課長、説明していただいた関係ですが、9か所の場所をとということでこれは選定が決まっているのか。盛土はどこから持ってくる予定の盛土を埋めるつもりでいるのかの2点でいいかな。を、お聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、初めにタブレットのサイズですけれども、こちらにつきましては、全国農業会議のほうが一括購入をいたしまして、それを各農業委員会に配布をするというようなことで、まだサイズについては不明でございます。

また、価格につきましては、当初予算要求時は4万円以内ということで提示がされておりましたので、予算計上のほうさせていただきましても、詳細では3万1,000円という連絡のほうからきております。

最後に農地利用最適化推進委員の平均年齢ですけれども、ちょっと現在、その名簿、資料等がございませんので、そちらにつきましては不明ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 次に、建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） まず、大規模盛土の造成地でございますけれども、これは既に大規模盛土が行われていたものを調査をするわけございまして、国のほうから従前のある現況と過去の資料と現在の資料を照らし合わせて、大規模な盛土の造成地としてピックアップをされた箇所が34か所ございまして、それを宅地造成規制法に基づきます危険度を再度確認をするという業務でございます。

つきまして、調査箇所についてはそれに該当する箇所を二次スクリーニングとして9か所を対象といたしまして、今度、現地においてその状態を調査をし、危険な状況であればそれを優先度を決めていくという業務内容となっているものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） タブレットの関係でちょっと最後、一つ、これは会議室、どこかで会議するときも使うんでしょうけれども、あわせてWi-Fiの設備等もするという事でよろしいのかというのが1点と、あと今、唐鎌課長の関係で、ありがとうございます。ちょっとこれもまだ、ぴんと来ていないんですけども、盛った上に何かを造る予定があるのか、ただ盛っておくだけなのか、ちょっと愚問かもしれませんが、ちょっとこの辺、最後に一つお聞きしておきます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

初めに、農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） タブレットにつきましては、将来的には総会等で資料をタブレット端末の中に入れて活用の方をしていきたいというふうには考えておりますけれども、それは順次進めてまいりたいというふうに考えています。

あと、Wi-Fiの設備というお話がございましたけれども、こちらのタブレット端末は、農地の所有者の情報ですとか借入者の情報にアクセスするために、通常の携帯電話のLTEという回線を用いてアクセスする形となります。また、そういった情報にアクセスできるということから、例えば盗難ですとか紛失があった場合に、遠隔で、要は操作を止められる機能を持つというふうに考えておりますので、接続につきましては、Wi-Fiの設備ではなく、通常の携帯電話の回線を使用して接続をするという形になるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 次の質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） この盛土につきましては、宅地造成に関わる宅地耐震化推進事が基となっているものでございます。つきましては、大規模盛土造成地が現在、上に住宅等が建てられている、そういった箇所ですね、そういうものが変化していないか、不安定な状態にないか、そういったことを再度調査をし、安全性を把握するものでございます。

つきましては、盛ったままでなくて、その上に建築物があるような形をイメージしていただければよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） よろしいでしょうか。ほかに質問はございますか。

11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 26ページの2目予防費、12節委託料の新型コロナウイルスワクチン接種交通弱者送迎委託料、これが127万円となっているんですけども、これは当初何人ぐらい予定をしていたのか、また、何人くらいの方が利用したのでしょうか。また、周知方法はどのようにしていたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず、こちらの事業なんですけれども、当初、デマンドタクシーの利用ということで、町外の病院まで行けるようにということで、ご本人様は500円は払っていただいて、上限5,000円までということで、片道ですけれども、住民の方、65歳以上の方に限って、そういう事業のほうを実施をさせていただきます。

当初の予定は、大体100名ぐらいであろうということで、初回接種が2回ございましたので、100名の方が2回の接種ということで、200名を考えておりました。実際、何人ぐらいが利用したのかということなんですけれども、累計で262名ですから、2回の接種ですので、人員にしますと131名の方がご利用のほうをいただいたと。

ただ、実際にお一人が2回で1万円まで考えてはいたんですけれども、実際に使った平均の額が3,000円程度だったということで、思ったよりも遠くの病院とか医院は使わずに、ご自宅から近い県内の医院さん等に使われた方はご利用されたということで、額のほうが減額になったということです。

周知の方法ですけれども、こちらの65歳以上の方の接種券を入れてご案内を差し上げたときに、その中に、デマンドタクシーで送迎ができますよということの案内をいたしましたし、昨年6月の新型コロナウイルス関連情報の中にも、ワクチン接種サポート事業ということで、案内の周知のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりましたけれども、予約はしたものの、接種に行くのが容易じゃないというようなそういう声もちょっと聞いていましたので、何かちょっと町民の方からかなりの金額が何か余ったということで、何かその辺、もうちょっと周知をしていただければよかったかなというふうに思います。分かりましたので、今後、またよろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第10、議案第10号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第11、議案第11号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第12号の質疑、討論、採決**

○議長（松野唱平君） 日程第12、議案第12号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第13号の質疑、討論、採決**

○議長（松野唱平君） 日程第13、議案第13号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 2点、お聞きします。1点目は、この公営企業会計にいつから移っていくのかということと、2点目は、この企業会計に移るメリットは何なんでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） この公営企業会計につきましては、令和6年4月1日から移行を行うものでございます。ということで、令和6年3月までには新しい予算書ということになります。



続いて、メリットでございますけれども、私どものほうで考えているメリットとしては、この農業集落排水につきまして、将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報を把握するというものでございまして、内容的なものはこの持続可能なストックマネジメント等の推進、要は、長寿命化等、今後、かかる維持補修費用の把握、これが務められるということでございます。

また、適切な原価計算に基づく料金水準の設定を行えるということで、直ちにということではございませんが、この企業会計を移行することによりまして、原価計算と料金反映につながると。適切な計算ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第14、議案第14号 令和3年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和3年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第15、議案第16号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

初めに反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 議案第16号 令和4年度国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。新型コロナウイルスの影響により、医者に行くのも控えている状況です。また、今年も年金は引き下げられ、町民の暮らしは良くなっていません。国保の場合、収入のない子供にも均等割という人頭割が課せられています。

子供の均等割はやめてほしいところに押されて、今年から新たに20未就学児童について半額を負担することになり、一歩前進したと思います。子供の均等割の負担については、子育て支援、保護者の負担軽減の点からさらなる拡充を求めるものです。

国民健康保険に対して、補助金の増額を求め、加入者が支払えるような保険税に引き下げていくべきと考え、議案第16号 国民健康保険特別会計予算には反対したいと思います。

○議長（松野唱平君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

5番、御園生 明君。

○5番（御園生 明君） 賛成討論をいたします。国民健康保険制度は、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担っています。

町においては、県が定めた納付金を納めるため、県から示された保険税率等の値を基に算出することとされており、昨年度に引き続き、被保険者の負担水準に考慮した激変緩和措置を設けられた予算となっています。

また、保健事業におきましては、生活習慣病を早期に発見し、重症化を未然に防ぎ、医療費が増加しないよ

うに、特定健康診査等の事業において受診勧奨等を実施し、受診率のより一層の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持、増進に努めることとされています。

国民健康保険は、けがや病気のとくに安心して医療が受けられるように、国保加入者の皆さんが保険税を出し合って制度化されている健康保険制度であり、住民の健康を守り、国民皆保険の根幹を維持していくための予算ですので、令和4年度予算については賛成するものです。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） これで討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから議案第16号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

(午前11時47分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

#### ◎議案第17号の質疑、採決、討論

○議長（松野唱平君） 日程第16、議案第17号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（松野唱平君） まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 議案第17号 令和4年度後期高齢者特別会計予算に反対します。患者負担は1割か2割に大幅に引き上げられます。患者負担が2割に引き上げられる一方で、今年の年金は0.4%引き下げられ、

安倍政権の2013年度から岸田政権の2020年度までの10年間に、年金額は実質6.7%も削減されております。誰もが年金が上がらないのに、保険料は値上げをしないでほしいと思っています。

保険料は均等割、所得割が据え置かれ、限度額が64万円から66万円に2万円値上げされます。医療費が増えれば保険料は増えるという仕組みになっています。負担は限界という声に耳を傾けるべきです。県の財政安定化基金をさらに活用して、保険料の引下げをするべきだと考え、議案第17号 後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

○議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 賛成討論を行わせていただきます。令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入では、町が徴収した保険料、所得の少ない被保険者に対する保険料の軽減分を負担する保険基盤安定繰入金や、広域連合の運営に係る事務費繰入金及び人間ドックへの助成繰入金が主なものであり、歳出では、町が徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合へ納付金として支出するものと、町が行う人間ドック等の保健事業に係る経費を計上しているものであります。

なお、今回の予算につきましては、団塊の世代が後期高齢者になり始める影響に鑑み、保険料調整基金を活用した結果、均等割額及び所得割率につきまして、令和2年、3年度と同様の内容として据え置かれており、妥当なものだと考えています。本予算については賛成するものです。

○議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第18号の質疑、採決、討論

○議長（松野唱平君） 日程第17、議案第18号 令和4年度長南町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

- 12番（和田和夫君） 議案第18号 令和4年度介護保険特別会計予算に反対をしたいと思います。老老介護に疲れ果てた高齢者夫婦の無理心中や要介護の高齢者を抱えた一家全体が遺体で発見されるなど、また、孤独死や痛ましい事件が後を絶ちません。

会社などで働いていた人が家族の介護のために仕事を辞める介護職の離職が毎年、8万から10万人に上るなど、介護の問題は現役世代にとっても大きな不安要因となっています。保険料、利用料の負担、深刻な介護施設の不足など、保険あって介護なしの状態を解決することは、今や国民的な課題となっています。

この間、要支援サービスの保険給付外し、特養入所者の要介護3以上への限定、利用料の2割負担の導入、または施設の食費や居住費の負担増など、介護保険を一層サービスができない保険にする改悪を続け、介護事業の経営や、介護現場の人手不足を加速する介護報酬の大幅な削減を強行しました。

今、述べたように介護保険制度は年々後退しています。町独自のサービスの充実と負担軽減を求めます。国に対して、さらなる保険制度の充実を求めて、令和4年度介護保険特別会計予算には反対をしたいと思います。

- 議長（松野唱平君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、岩瀬康陽君。

- 4番（岩瀬康陽君） 令和4年度長南町介護保険特別会計予算について、賛成討論を行います。本予算は、第8期介護保険事業計画にのっとり、介護や支援を必要とする高齢者への介護サービス、介護予防サービスなどの提供に必要な予算を編成したものであります。

また、有効的、効果的に基金を取り崩し、持続可能な保険運営とするための配慮や、包括的支援事業として、認知症総合支援事業及び生活支援体制整備事業などの経費も計上されております。

したがって、本町における介護保険特別会計予算として、私は適正であると判断いたします。

以上です。

- 議長（松野唱平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和4年度長南町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（松野唱平君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、採決、討論

- 議長（松野唱平君） 日程第18、議案第19号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてを議題と

します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 数字の内容ではないんですけども、一般的なことをお聞きするんですが、農業集落排水事業が令和6年度より企業会計に移るということをご説明を受けておりますが、当笠森霊園事業についても企業会計に移したほうがいいのか、移せるのか、この事業に関係して企業会計はどのようなスタンスにあるのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 公営企業についてお答えしたいと思います。公営企業会計の目的といたしましては、経営状況の的確な把握等がございます。当笠森霊園事業特別会計では、予算の規模や資産の規模が他の会計等を比べまして大きくないこともありまして、現行の会計処理におきましても経営の状況が把握できるといふふうに考えておりますので、現在のところは、移行に持っていく考えは持っていないところでございます。以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第19、議案第20号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第20、議案第21号 令和4年度長南町ガス事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 一般的なことでお聞きします。エネルギーがだんだん高騰しておりますが、本町のガス事業のガスはどのくらいのほかの燃料と比べて優位があるのかと。例えば、お湯を沸かすのに100円、うちでガスでかかりますとした場合に、灯油なら幾らとか、電気なら幾らとか、その辺のうちの町営ガスが安いのかということで、最近のデータがあればお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

○ガス課長（今関裕司君） 先月のガス運営協議会のときに、加藤議員さんからの質問で、各熱源用ファンヒーターを1時間使用したときのランニングコストということでお答えいたしました。そのときの数字を基にしまして、仮に町営ガスが100円とした場合、各燃料との料金的な比較を算出してみました。町営ガスが100円とすると灯油は138円、LPガスは148円、電気は103円、重油は118円、このような数字になります。以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。そんなに町営ガスが安いわけでもないなという、ちょっと私の判断ですけれども、考えですけれども、電気の103円というのは、ほとんどもうガスと3円しか変わらないということで、電気に対するもう競争力がほとんどないという状況に、多分、なるんだと思います。

分かりました。ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和4年度長南町ガス事業会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第21、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案について適任と認めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については適任と認めることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。



次の本会議は、3月14日の午前10時から会議を開きます。  
本日はこれで散会とします。ご苦労さまでございました。

(午後 1時18分)